

NSW 州では 6 月 13 日(土)からジム, フィットネス等が, 7 月 1 日(水)から子供のスポーツ大会が再開可能(新型コロナウイルス関連)

【ポイント】

●NSW 州では6月13日(土)からジム, フィットネス, ピラティス・ヨガ・ダンス等の教室が再開可能となります。1クラスは10人まで, 屋内は100人までとの参加人数制限があります。

●同じく6月13日(土)からプールやサウナなどの室内娯楽施設を含むコミュニティセンター(人数制限有り), 刺青店・マッサージ店(同時入店は10人まで)も再開可能となります。ただし, 全ての活動において4平方メートル規則を遵守する必要があります。

●7月1日(水)より, 18歳以下の子供のスポーツ大会が再開可能です。大人のスポーツ大会は後日再開予定。

【本文】

1 NSW 州政府は6月2日(火)にメディアリリースを発売し, 6月13日(土)から, ジム, フィットネス, ピラティス・ヨガ・ダンス等の教室が再開可能となる旨発表しました。1クラスは10人まで, 屋内の場合は100人までの参加が可能です。

同じく6月13日(土)よりコミュニティセンター(娯楽施設を含む)も再開可能となりますが, プールやサウナなどの一部の室内娯楽施設には使用人数制限があります。また, 同日より刺青, マッサージ店も再開可能となりますが, 同時に入店できるのは10人までです。全ての活動は4平方メートル規則を遵守することが必要です。

2 7月1日(水)より, 18歳以下の子供のスポーツ大会が再開可能となります。大人のスポーツ大会は後日再開予定です。

3 ハザード NSW 州保健大臣は, 活動再開に際して, 各活動について定められた新型コロナウイルス対策を励行することが, 安全を確保する上で非常に重要だと述べています。

○NSW 州政府公式ホームページ

(ジムや子供スポーツ大会の再開に関する州政府メディアリリース)

<https://www.nsw.gov.au/news/gyms-and-kids-sports-to-reopen-across-nsw>

(NSW 州の新型コロナウイルス関連規制一覧)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/what-you-can-and-cant-do-under-rules>

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

(新型コロナウイルス情報及び領事メール)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(渡航情報, 感染・予防対策, 雇用・経済対策, 連邦・州・地域別情報)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html

(紀谷総領事 Twitter)

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

(当館 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD/>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届, たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で, メール配信を変更・停止したい場合は, 以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>